

第29回大会シンポジウム報告

障害児の体育は Adapted Physical Education とよばれる。これは障害児のための身体運動プログラムであり、障害児の身体発達や運動発達ばかりでなく、社会性や言語、情緒、認知の発達を促すことを目的としたプログラムである (Seaman and DePauw, 1989)。身体運動には社会性や言語、情緒、認知の発達を促す役割もあるという点にわれわれは目を向ける必要がある。このような認識に立って米国の障害者教育法に体育が義務づけられたに違いない。我が国において障害児のためのスポーツやゲームの数や種類は豊富とはいえない。その数や種類が増えると障害児の参加は容易になり、手軽にそれらを楽しむ機会も増える。健常児のスポーツやゲームに障害児もいっしょに参加することが可能である。その場合、障害児が参加できるような器具や用具を作る、ルールを変更するなどのいわゆる Adapted という考え方が必要になる。米国では車いすのロッククライミング、車いすのスキューバダイビング、野外活動など障害者があらゆるスポーツにチャレンジしている。障害者のこのような姿は多くの人に生きる勇気を与えてくれる。障害児だけが参加するスポーツやゲームばかりではなく、健常児とともに楽しめるスポーツやゲームの開発も課題となる。

生活を支える体力は、毎日の生活を楽しむための支えでもある。

文献

Seaman, J. A. and DePauw, K. P. (1989): The New Adapted Physical Education-A Developmental Approach. Mayfield Publishing Company.

(中田 英雄)

シンポジウム 4

国際化の中の日本の障害者教育・福祉

—90年代へのひとつの提言—

企画者 西村 章次 (埼玉大学)

加藤 康昭 (茨城大学)

司会者 西村 章次 (埼玉大学)

話題提供者

米国の障害者教育・福祉から学ぶもの

河相 善雄 (愛知教育大学)

ヨーロッパにおける国際交流

—イタリアのインテグレーション経験とドイツ圏—

藤井 聰尚 (広島大学)

ベトナム (アジア、発展途上国、社会主義) との 11 年の交流を通して

藤本 文朗 (滋賀大学)

研究と教育における国際問題

—日本の立場、留学生の教育問題にふれて—

三澤 義一 (筑波大学)

趣旨

国連・障害者の 10 年 (Post IYDP) をあと 1 年残し、国内的に抱えている課題は多い。国際的に進んだ点、立ち後れている諸問題を抱えつつも、障害者教育・福祉問題をめぐる国際交流は活発化してきている。

我が国の障害者教育・福祉問題はこれまでどちらかというところから学ぶ点が多く、共同の視座に立った交流については必ずしも積極的、かつ主体的ではなかったという傾向もあるように思う。そもそも国際交流とは障害者教育・福祉問題の解決を単に外国から学ぶというだけではなく、互いに共同でこれらの問題の解決をはかっていこうという点にその意義を持っている。

4 つの話題提供を材料に、90 年代、そして 21 世紀を視野に、福祉問題に触れながら主として障害者教育に焦点を当て、ひとつの課題「これから、日本はどうかこれらの諸外国と積極的に関わっていくべきか」にしばって討論を深めていきたいとの趣旨説明があった。

話題提供

1) 「米国の障害者教育・福祉から学ぶもの」

河相 善雄 (愛知教育大学)

1986 年修正全障害児教育法 (P. L. 99-457) への発展過程の説明と IEP (個別教育プログラム) の概要、問題点についての説明があった。

問題点については、IEP 作成のための教師の仕事量の増大と心理的負担、実際において IEP を手段とする Mainstreaming の理念が先行し、実証的な裏付けが遅れている側面が見られ、今後が注目されている点、州に教育権限があるため連邦の財政援助を受けなければ水準に達しない状態を維持することも可能である等の指摘があった。また IEP がリハビリテーション法のもとでの個別プランと密接に絡んでいるとの説明もあった。

次に、アメリカ障害者法 (ADA ; P. L. 101-336, 1990) の内容の基本にふれたあと、河相は、わが国がこれらを検討・参考とすべきであろう以下 2 つの提案を行った。

第 1 が、障害者が自己決定を行っていきける環境整備

第29回大会シンポジウム報告

に向けてのとりくみ、第2が障害者個人のニーズに対応できる体制づくり、個々人を出発点とする発想への転換がアメリカでなされているという点である。後者については特に社会保障全般にわたる個別プログラムの作成とケースマネジャー（またはキーパーソン）の立場に立つ人の養成の必要性が指摘された。

2) 「ヨーロッパにおける国際交流—イタリアのインテグレーション経験とドイツ語圏—」

藤井 聰尚（広島大学）

通貨統合等、連邦化への動きの中にあるヨーロッパの交流は日本とは土壌を少し違え、各国間の交流はさかんである。インテグレーションは基本的合意となってきた。1学級の児童・生徒数は最大で20人、障害児は1学級に2名以下、「促進教師」の派遣等を基準とするイタリアから、ドイツ・ザールラント州が学んでいった経過が語られた。同州は、「特殊学校対象者」を「特殊教育的促進の対象者」と用語改定した。これによって、インテグレーション形態への就学と、障害児学校への就学とを同価値と公認したことになり、きわめて大きな意義をもったものと理解できる。ザールラント文部省は「通常の学校における障害児と非障害児の共通授業について」を公表、インテグレーション授業の機会とその手続きを10項目規定した。

最後に藤井は、ザンダー教授を中心とするザールラント州のメンバーがイタリアからとりわけ学んだこととして、教授らが「障害児のインテグレーションとは、障害児と非障害児の共同生活のノーマライゼーションであり、個人的な特徴（障害等）が負担となっている場合にのみ特別な援助が設定されるという意味である」と述べている点をあげ、人間的な接触の理念こそがインテグレーションの本質的なメルクマールである、理念の把握が重要であり、その実現の方法、制度や政策は国によって異なりうるのと述べた。

3) 「ベトナム（アジア、発展途上国、社会主義）との11年の交流を通して」

藤本 文朗（滋賀大学）

日本はこれまで欧米先進国から学ぶことが多かった。「障害者と戦争」をテーマに調査団を編成・訪問して以来6回にわたりベトナムを訪れ、結合双生児「ベトちゃんドクちゃんの発達を願う会」運動や障害児教育の促進と関わってきた。

ベトナムの障害児教育は、盲・ろう教育に加えて精神遅滞児や自閉性障害児の教育がいま始まったところである。この状況は多くのアジア発展途上国と同じと思われる。

量的に不十分とはいえ、教育理念や実践等、いろいろの面でわれわれが学ぶ点も多い。①障害児教育でもフランス、旧ソ連の影響もあって基礎学力を重視、②生活指導面では「集団主人公権」の理念にたった集団づくり、③祖国を愛し、独立、自由を柱とする人格形成が行われている。また、これまで旧ソ連、東欧の思想が中心であったが、1986年のドイモイ（刷新）の流れの中で、アメリカが残していった「特殊教育」論等を見直す動きも出ている。

最後に、藤本は、われわれは「…願う会」の活動の中で、2人のための車イス、医療品などの「物」と、分離手術のための技術、義足などの「知」とともに、フォン博士をして「あなた方の活動はお金で買えないものをベトナムに贈った」と言わしめた「心」の交流を深めてきたと述べ、英語版高校副教材 *Cheer up Viet and Duc.* や童話「ベトちゃんドクちゃんからの手紙」を出版し、ベトナムと日本の子どもたちが学びあっているというとりくみもそれである、と語った。そして、発展途上国との交流なき国際交流はないと指摘した。

4) 「研究と教育における国際問題—日本の立場・留学生の教育問題にふれて—」

三澤 義一（筑波大学）

わが国の障害者教育・福祉は、欧米の国々の研究や実践をモデルとしてともかく前進してきたが、もはやその時代ではなくなった。アメリカの友人は、先般、三澤に「日本人の精神風土に全然合わないものを持っていつているのではないか」と言っていた。一方、日本の障害者教育・福祉に関する研究や実践は外国人にあまり理解されていない。こうした一方通行の姿を早晩解決しないと、発展途上国との交流の方途も見失うであろう。

国際会議への出席がますます重要になってきているが、国際化とはたんに語学力の問題だけではない。国際化とはいかにあることか、ものの考え方や態度に及ぶものであるとして、三澤は、Harry Wray氏による「日本人の誤解」9項目、「国際人である条件」5項目を紹介、説明した。次に留学生問題について、筑波大学をはじめとして各大学が大学間提携、研究者・学生間の交流を図り、日本への留学生が増大してきている中で、障害者教育・福祉に関するさらなる交流・共同研究体制の推進が必要であるとの指摘があった。また、留学生の直面する困難が多様にわたっている点を指摘、その教育に見通しをもった積極性が必要であるとの指摘があった。

最後に、「障害者問題は、一国、一民族だけの問題で

第29回大会シンポジウム報告

はない。それは世界的な問題であり、全人類の問題である。理論と実践の調和やそれに関するさまざまな知見は、国の垣根を越えて、広く国際的に役立てなくてはならない。開かれた障害者教育・福祉がこれからの日本の進むべき道であろう」と指摘した。

5) 中国の情勢について

ここで司会者が、配付した新聞記事を資料に、1987年に建国以来初めての障害者実態調査を行い、1988年精神遅滞児教育を中心とする5カ年教学計画を立て、1991年12月に「中華人民共和国障害者保障法」を成立させた中国から徐蓮貞氏が来日、埼玉大学で講演し、「①障害者は公民として権利を有し、②その仕事は社会進歩、人道主義のシンボルであり、③社会生活への全面参加、創造的能力の発揮をめざす事業である。④いま、中国では、外国のまねをするものではなく、中国の特徴をもった障害者事業を創造していこうとしている」と述べたことを紹介した。

質疑と討議

戸崎(高知大学)の質問「ADAの成立過程における障害者運動は？」に対して「権利を主張する訴訟過程でのアクションが大きかったと思う(河相)」、豊田(教育委員、障害児の親)の「イタリアからザールラント州が学んだものをもう少し」という質問に対しては「ザールラントが『普通学級』における教育も障害児教育の一環として考えていくようになったことであろう(藤井)」という応答があった。

松浦(東京学芸大学附属養護学校)の「外国から見た日本の制度や指導法の評価」については、殆ど理解されていないという情報が多かった。野口(明治学院大学)は、自らの経験を踏まえ、日本が外国を紹介する場合も日本を紹介する場合も、一部を捉らえて全体を類推する危険性が潜んでいると指摘した。

平(YMCA)は、渡中を契機に来日の留学生を通して社会福祉に関して中国の農村の状況を紀要で伝えた。日本の留学生を通して、日本の実態を伝えていきたい、と述べた。

李(韓国からの留学生)は、「①重い子の教育など、学ぶべき日本の実態は伝わっていない。どう積極的に日本を伝えていったらよいか考えている。②日本が目を向けるべきは、アジアです」と発言した。

IEPに関し、豊田は「親の立場から言って、やはりIEPに学ぶべきものが多いのでは」と指摘した。河相は、「就学指導の実態に格差が大きく、かつ措置変更が柔軟性を欠く等、日本に課題も多い」点を述べた。

大井(東京学芸大学)の「IEPを徹底させていくこ

との心配もあるのでは」との指摘で、1982年から1年間アメリカの現場でIEPに参加した徳永(滋賀大学)は、「諸スタッフによって設定されるIEPによって教師に見通しが持てる点、『この人に何が必要か』から出発するので、いわゆる二重箱問題も起きない点」を評価した。司会が、「IEPの積極面もある。ただし、学校教育における教師、児童・生徒、親の三者の権利の問題に関するさらなる教育法学的研究が必要。教育においては教育目的、目標の設定等において教師集団の教育実践経験が重要となる。IEPによって初めて教師に見通しが持てるというのは疑問。IEPを日本で考える場合、日本の実践の到達点をしっかり踏まえる必要がある」と述べた。大井は、「教育においては、どう変わったかに関する変化の中身の教育的吟味が必要」と述べた。徳永は、「アメリカという能力主義の土壌で、教育に人格形成というねらいが見つけにくく、教育方法が個別化されているという実態も見られた」と述べた。

ここで話題提供者一人一人からの発言があり、外国の制度・政策を短絡的に導入することの危険性についての指摘と、発展途上国との積極的な交流の必要性が述べられた。最後に、司会者は、「国際交流の問題については今回が総論であり、今後学会でもアジア諸国との交流とか、留学生の教育、インテグレーション等、国際問題も各論に人っていきましょう」と述べた。

(西村 章次)

シンポジウム5

障害児への治療・指導の技法をめぐって

企画・司会者 小林 重雄(筑波大学)

話題提供者

受容的交流療法

奥村 幸子(子どもの生活研究所)

感覚統合療法

花熊 暁(愛媛大学)

行動療法 幸田 栄(小児療育相談センター)

児童精神医学の立場から

太田 昌孝(東京大学)

指定討論者 今野 義孝(文教大学)

宮本 信也(筑波大学)

障害児教育において〇〇法と称する、いわゆる治療教育の技法は数多く唱えられ、実践されてきている。

臨床・教育の現場では、いずれの技法を用いるのが